

統一的な基準による財務書類作成確認リスト(連結財務書類用)

資料2-2

(注)「作成要領」若しくは「作」:財務書類作成要領 「資産手引」若しくは「資」:資産評価及び固定資産台帳整備の手引き 「連結手引き」若しくは「連」:連結財務書類作成の手引き
 QA:Q&A集 研QA:「地方公会計の活用」に関する研究会にて追加されたQ&A集 追QA:平成29年8月に公表された追加Q&A集

項目		マニュアル等の該当箇所	正	否	該当なし	備考
I、様式等の確認						
(1)全般事項	1	連結財務書類として下記の書類を作成しているか。				
	2	(1)連結貸借対照表				
	3	(2)連結行政コスト計算書				
	4	(3)連結純資産変動計算書(内訳の記載は必須ではない)				
	5	(4)連結資金収支計算書(必須ではない)				
	6	(5)連結附属明細書(有形固定資産の明細、及び連結精算表のみ必須)				
①一部事務組合・広域連合	1	加入するすべての一部事務組合・広域連合を比例連結の対象としているか。	連8項			
	2	連結方法は、当該年度の経費負担割合等に応じた比例連結としているか。	連9項			
	3	一部事務組合・広域連合が複数の事務を行っており、会計が区分されている場合は、会計ごとに個別財務書類を作成したうえで比例連結割合を算出し、比例連結を行っているか。	連11項			
	4	当年度の比例連結割合が前年度のそれと異なるなどして比例連結割合が変更された場合、期首の純資産残高及び資金残高が前期末の金額と整合しなくなる。この場合、連結純資産変動計算書では「比例連結割合の変更に伴う差額」を科目として設け、純資産残高の差額を計上しているか。また、連結資金収支計算書でも「比例連結割合変更に伴う差額」の欄を設け、資金残高の差額を計上しているか。	連12項			
	5	退職手当組合に加入している団体で、追QA4.2に示される条件に該当する場合は、簡便な方法による連結が可能であるが、当該方法を採用している場合、当該団体の持ち分相当の退職手当にかかる基金及び退職手当支給準備金を計上しているか	追QA4.2			
②地方独立行政法人	1	自らが出資したすべての地方独立行政法人を全部連結の対象としているか。	連14項			
	2	当該地方独立行政法人が連結の範囲に含めた特定関連会社も連結対象としているか。	連15項			
③地方三公社	1	土地開発公社、地方道路公社及び地方住宅供給公社を全部連結の対象としているか。	連17項			
④第三セクター等	1	出資割合が50%超の第三セクター等を全部連結の対象としているか。	連20項			
	2	出資割合が50%以下の場合であっても、第三セクター等の業務運営に実質的に主導的な立場を確保していると認められる場合には、全部連結の対象としているか。なお、実質的に主導的な立場を確保しているかどうかは、「連結財務書類作成の手引き」の「図4」を参考にする。	連21項、23項			
⑤共同設立等の地方独立行政法人・地方三公社	1	出資割合や財政支出の状況等から業務運営に実質的に主導的な立場を確保している地方公共団体が全部連結を行っているか。	連27項			
	2	業務運営に実質的に主導的な立場を確保している地方公共団体を特定できない場合は、出資割合、活動実態等に応じて比例連結を行っているか。	連28項			
⑥財産区	1	財産区は連結対象外としているか。	連31項			
⑦地方共同法人	1	地方競馬全国協会、地方公務員災害補償基金、日本下水道事業団、地方公共団体金融機構及び地方公共団体情報システム機構といった地方共同法人は連結対象外としているか。	連32項			
(3)連結修正	1	下記の連結修正を行っているか。 ①資産・負債等の修正(事務負担等を配慮して行わないことも許容される。) ②出納整理期間中の現金の支払い等の調整	連60項 連63項			
	2	2年目以降に連結財務書類を作成する際、前年度に行った連結修正等を引き継ぐ「開始仕訳」を行っているか。	連74項			
	4	期首時点で既に連結対象の団体については、連結開始貸借対照表において出資額と純資産額の相殺消去を行っているか。(連結行政コスト計算書における処理は必要な)	連40項			
(4)合算・相殺消去	2	全部連結した連結対象団体の当該地方公共団体以外の出資分については、連結貸借対照表に他団体出資等分として計上しているか。具体的には、連結対象団体の純資産に当該地方公共団体以外が行っている出資等の割合を乗じた額を「他団体出資等分」として計上し、その分を余剰分(不足分)から差し引いているか。	連41項、72項			
	3	全部連結している団体の株式等を追加取得したこと等による「他団体出資等分」の変動額は、連結純資産変動計算書における「他団体出資等分の増加」または「他団体出資等分の減少」に記載しているか。	連73項			
	4	下記の内部取引の相殺消去等を行っているか。なお、原則としてすべての内部取引を相殺消去する必要があるが、下記のアからエの相殺消去を優先し、その他は金額的に重要なものを除いて相殺消去を行わず、今後段階的にその範囲を広げることも許容される。 ア 投資と資本の相殺消去(残高の相殺消去) イ 貸付金・借入金等の債権債務の相殺消去(残高の相殺消去) ウ 補助金支出と補助金収入(取引高の相殺消去) エ 会計間の繰入れ・繰出し(取引高の相殺消去) オ 資産購入と売却の相殺消去(取引高の相殺消去) カ 委託料の支払と受取(取引高の相殺消去) キ 利息の支払と受取(取引高の相殺消去)	連80項、81項			
	5	土地開発公社に対する債務保証、第3セクター等の債務に対する損失補償など、連結対象団体に関する債務負担行為について、一般会計等の貸借対照表において損失補償等引当金を計上している場合は、連結財務書類では債務負担行為の対象となっている連結対象団体の債務として連結貸借対照表に計上されているため、損失補償等引当金を消去しているか。	(連83項)			
	6	連結貸借対照表の注記欄には、債務負担行為に関する情報を注記することになっているが、連結対象団体に関する債務負担行為は、連結財務書類では債務負担行為の対象となっている連結対象団体の債務として連結貸借対照表に計上されているため、注記情報から除いているか。	(連84項)			
	7	「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」98段落において、「市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合、実質価額と取得価額との差額を両者の差額が生じた会計年度に臨時損失(投資損失引当金繰入額)として計上し、両者の差額を貸借対照表の投資損失引当金に計上することとされているが、連結財務書類では連結対象団体の損失が計上されているため、連結財務書類を作成する場合には、投資損失引当金繰入額及び投資損失引当金をそれぞれ消去しているか。	(連85項)			
	(5)注記	下記の事項を注記しているか。なお、それぞれの事項について連結対象団体ごとに異なる場合には、連結対象団体ごとに記載する必要がある。	(連45項)			

項目		マニュアル等の該当箇所	正	否	該当なし	備考
1	重要な会計方針	(連45項)				
	①有形固定資産等の評価基準及び評価方法					
	②有価証券等の評価基準及び評価方法					
	③有形固定資産等の減価償却の方法					
	④引当金の計上基準及び算定方法					
	⑤リース取引の処理方法					
	⑥連結資金収支計算書における資金の範囲					
	⑦採用した消費税等の会計処理					
	⑧連結対象団体の決算日が一般会計等と異なる場合は、当該決算日及び連結のため当該連結対象団体(会計)について特に行った処理の概要					
	⑨その他連結財務書類作成のための基本となる重要な事項					
2	重要な会計方針の変更等	(連46項)				
	①会計処理の原則または手続を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が財務書類に与えている影響の内容					
	②表示方法を変更した場合には、その旨					
	③連結資金収支計算書における資金の範囲を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が連結資金収支計算書に与えている影響の内容					
3	重要な後発事象	(連47項)				
4	偶発債務	(連48項)				
	①保証債務及び損失補償債務負担の状況(総額、確定債務額及び履行すべき額が確定していないものの内訳(貸借対照表計上額及び未計上額))					
	②係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの					
	③その他主要な偶発債務					
5	全般的な追加情報	(連49項)				
	①連結対象団体の一覧、連結の方法(比例連結の場合は比例連結割合を含む。)及び連結対象と判断した理由					
	②出納整理期間について、出納整理期間が設けられている旨(根拠条文を含む)及び出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている旨、出納整理期間が異なる連結対象団体がある場合は当該団体の一覧と修正の仕方					
	③表示単位未満の金額は四捨五入することとしているが、四捨五入により合計金額に齟齬が生じる場合は、その旨					
	④その他連結財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項					
6	連結貸借対照表に係る追加情報	(連50項)				
	①減価償却について直接法を採用した場合、当該各有形固定資産の科目別または一括による減価償却累計額					
7	連結資金収支計算書に係る追加情報	(連50項)				
	①前年度末歳計外現金残高、本年度歳計外現金増減額、本年度末歳計外現金残高及び本年度末現金預金残高について、連結資金収支計算書の欄外に記載する。					
II、財務書類・附属明細書の相互間の金額の照合						
		照合元	照合先			
(1) 連結財務書類本表	1	連結貸借対照表の「資産合計」	連結貸借対照表の「負債及び純資産合計」	作20～21段落 作82段落		
	2	連結貸借対照表の「現金預金」残高 (以下、一般会計等財務書類と同様)	連結資金収支計算書の「本年度末現金預金残高」 (以下、一般会計等財務書類と同様)	作20～21段落 作219段落		
(2) 連結附属明細書	1	「1(1)①有形固定資産の明細」の各科目の「D 本年度末残高」	連結貸借対照表の各科目の残高			
	2	「1(1)①有形固定資産の明細」の各科目の「E 本年度末減価償却累計額」 (以下、一般会計等財務書類と同様)	連結貸借対照表の各科目の減価償却累計額残高 (以下、一般会計等財務書類と同様)			